

高齢者施設での感染防止対策を行う 入所・居住系高齢者施設様へ

令和4年3月14日

大阪府高齢介護室介護事業者課

施設内療養を行う高齢者施設等への更なる追加補助について

大阪府では、令和3年度事業として、感染症が発生又は濃厚接触者に対応した高齢者施設等に対するかかり増し経費を補助するサービス提供体制確保事業を実施しており、施設内療養者が発生した場合についても補助対象として支援しています^(※1)。

この度、国において、施設内療養に対する補助の拡充が行われたことに対応し、支援を拡充（下記拡充①）するとともに、府独自でも、さらに上乗せ補助（下記拡充②）を実施します。

（※1）補助上限額：特養・老健施設：3.8万円/定員 ほか

現行（国制度）	拡充①（国制度）	拡充②（府独自支援）
施設内療養者 <u>1名につき1万円/日</u> <u>（最大15日間）</u>	令和4年1月27日～まん延防止等重点措置期間終了まで、施設内療養者数が一定数を超える場合 ^(※2) <u>1名につき1万円/日</u> <u>（最大15日間）</u> を追加補助（上限 ^(※3) 有） ^(※2) 一定数の基準 定員29人以下：療養者2名以上 定員30人以上：療養者5名以上 ^(※3) 上限額 定員29人以下：200万円 定員30人以上：500万円	府独自事業として、令和4年1月27日～まん延防止等重点措置期間終了までにおける施設内療養者 <u>1名につき1万円/日</u> <u>（最大15日間）</u> を上乗せ補助

(例) 定員100人の特別養護老人ホームの場合

令和4年1月27日以降のまん延防止等重点措置期間に、入所者のうち50人が、15日間施設内療養をしており、かかり増し経費補助の補助上限額 $3.8万円 \times 100人 = 380万円$ （※1）まで衛生用品等を購入している場合

【かかりまし経費補助（衛生用品等購入）】380万円・・・a

【施設内療養費】50人×1万円×15日=750万円・・・b

【拡充①】50人×1万円×15日=750万円→（※3の上限により）→500万円・・・c

【拡充②】50人×1万円×15日=750万円・・・d

ただし、 $a+b+c$ の合計が、補助上限額（※1）を超える場合は、国への個別協議が必要（※4）

⇒**〔国への個別協議後の合計補助額（ $a+b+c+d$ ）〕2,380万円**

申請受付開始日：令和4年3月14日（月曜日）

※ 既に拡充前の申請をされている場合も、令和4年1月27日～まん延防止等重点措置期間終了までの拡充分（拡充①、拡充②）の申請ができます。

※ 今回の拡充に伴い、施設内療養費が補助上限額（※1）を超える場合は、国への個別協議の対象となる旨、国より見解が示されました。これにより、既に申請されている拡充前の施設内療養費がある場合についても、個別協議の対象となりました。

※ 政令指定都市（大阪市・堺市）、中核市（東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市）に所在する施設等については、各市で事業が実施される予定です。

受付開始は、各市での予算措置等がなされた後となりますので、各市で異なる場合があります。

申請方法：大阪府ホームページより申請書等をダウンロードし、提出してください。

詳細は、大阪府ホームページをご確認ください ⇒

大阪府 サービス提供体制確保

検索 

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/service/index.html>

お問い合わせ：大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 サービス提供体制確保事業担当

電話06-6941-0351（代表） 内線4935